



茨労発基 0910 第 1 号の 2  
令和 2 年 9 月 10 日

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会  
茨城支部 支部長 殿

茨城労働局長



石綿障害予防規則第 3 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者  
に係る具体的事項について

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、標記については、令和 2 年 9 月 1 日付け基発 0901 第 11 号をもって、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり各団体の長に周知を依頼しているところです。  
つきましては、傘下の団体、会員事業場等に対する周知の協力について、本職からも改めてお願いします。